

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

令和2年10月9日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり請求人に通知したのでこれを公表します。

令和2年11月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

令和2年11月27日

請求人 [redacted] 様
[redacted] 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 岸 正明

茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和2年10月9日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求（以下「本件請求」という。）の監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

1 請求書の受理

(1) 請求人

[redacted]、[redacted]

(2) 請求書の要件審査

本件請求は、令和2年10月9日に提出され、同日受付をしました。形式審査を行った結果、所要の法定要件は具備していると認め、同年10月15日にこれを受理決定しました。

2 監査の実施

(1) 請求の要旨

茅ヶ崎市長（以下「市長」という。）は、茅ヶ崎サザン芸術花火2019実行委員会（以下「実行委員会」という。）より、令和元年10月19日開催の茅ヶ崎サザン芸術花火2019（以下「花火大会」という。）について、茅ヶ崎市後援名義使用承認の申請を受け、承認した。

市長は、実行委員会より花火大会の会場となる漁港区域内及び海岸保全区域の整地のための占用許可及び開催のための占用許可の申請を受け、承認した。

市長は、実行委員会より整地占用料3,235,985円及び開催占用料46,331,766円の減免の申請を受け、占用料減免決定通知書をもって、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則（以下「漁港管理条例等施行規則」という。）

第17条第1項第3号の規定により「茅ヶ崎市後援事業のため」を理由に、占用料の全額免除を承認した。

なお、茅ヶ崎漁港管理条例第12条第4項及び漁港管理条例等施行規則第17条第1項に関連する基準を定めている「申請に対する審査基準・標準処理期間 個票」（以下「審査基準」という。）によると、「国又は地方公共団体が後援し、かつ、営利目的でない事業のために占用するときは、占用料の額の全額を免除する」と規定している。

しかしながら、いずれの減免決定通知書においても記載された占用料の全額免除決定理由は、「茅ヶ崎市後援事業のため」のみである。「営利目的でないこと」を条件とせず占用料を全額免除して占用料の賦課をせず、徴収を怠ったことは、審査基準に違反する「怠る行為」と認めることが出来る。

いずれの占用料全額免除も、地方自治法第242条第1項の規定にある不当な賦課、徴収、財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認められる。

漁港漁場整備法第35条に基づき、茅ヶ崎漁港管理者の茅ヶ崎市は漁港の維持管理に要する費用に充てるために漁港の利用者から占用料を徴収することが出来るが、怠る事実により徴収できず市に実質的に占用料相当額の損害を与えた。

地方自治法242条第1項に基づき、整地占用料3,235,985円及び開催占用料46,331,766円、合計49,567,751円の損害を補填するために、市長に損害賠償請求する。

(2) 請求人から提出された事実を証する書面

- 資料1 令和元年8月26日付け茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書
- 資料2 令和元年8月28日付け茅ヶ崎市後援名義使用決定書
- 資料3 令和元年9月18日付け漁港区域内占用許可申請書
- 資料4 令和元年9月18日付け海岸保全区域占用許可申請書
- 資料5 令和元年9月19日付け漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書
- 資料6 令和元年10月10日付け漁港区域内占用許可申請書
- 資料7 令和元年10月10日付け海岸保全区域占用許可申請書
- 資料8 令和元年10月11日付け漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書
- 資料9 令和元年9月18日付け占用料減免申請書
- 資料10 令和元年9月19日付け占用料減免決定通知書
- 資料11 令和元年10月10日付け占用料減免申請書
- 資料12 令和元年10月11日付け占用料減免決定通知書
- 資料13 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票
- 資料14 茅ヶ崎サザン芸術花火2018実行委員会名簿

資料１５ 茅ヶ崎サザン芸術花火２０１９実行委員会役員名簿
資料１６ 運営について（組織図）
資料１７ 茅ヶ崎サザン芸術花火実行委員会運営組織図
資料１８ サザン芸術花火収支計画書
資料１９ ２０１８年収支計画書対収支報告書チケット収入・主管各社宛て
支払明細
資料２０ 芸術花火に関する主管各社の主な事業内容
資料２１ 占用料減免申請書 別紙一覧表
資料２２ 茅ヶ崎サザン芸術花火２０１９収支報告書
資料２６ 茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱
資料２７ 茅ヶ崎サザン芸術花火２０１９オフィシャルグッズ一覧
※資料２３から資料２５の提出はありませんでした。

(3) 監査対象部課

経済部 産業振興課 農業水産課

(4) 請求人の陳述と証拠の提出

法第２４２条第７項の規定により、令和２年１０月２３日に陳述の機会を設け、請求人により請求の要旨についての補足説明がありました。

ア 陳述に出席した請求人

■■■■■、■■■■■

イ 提出された証拠

新たに資料１４から資料２２、資料２６及び資料２７の１１点の事実を証する書面の提出がありました。

(5) 関係職員の調査及び関係資料の提出

法第１９９条第８項の規定により、令和２年１０月２３日に関係職員の事情聴取を行いました。

ア 事情聴取に出席した職員

経済部長	吉川 勝則
経済部産業振興課長	石井 智裕
経済部産業振興課課長補佐	進藤 倫史
経済部農業水産課長	山中 良一
経済部農業水産課課長補佐	野村 幸司

イ 提出された関係資料

関係職員の事情聴取に合わせ、産業振興課及び農業水産課より、次のとおり関係資料の提出がありました。

【産業振興課】

- (ア) 茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書
- (イ) 茅ヶ崎市後援名義使用決定書
- (ウ) 茅ヶ崎市後援名義報告書

【農業水産課】

- (エ) 漁港区域内占用許可申請書（整地分）
- (オ) 海岸保全区域占用許可申請書（整地分）
- (カ) 漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書（整地分）
- (キ) 占用料減免申請書（整地分）
- (ク) 占用料減免決定通知書（整地分）
- (ケ) 漁港区域内占用許可申請書（開催分）
- (コ) 海岸保全区域占用許可申請書（開催分）
- (サ) 漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書（開催分）
- (シ) 占用料減免申請書（開催分）
- (ス) 占用料減免決定通知書（開催分）

3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定しました。

本件請求を棄却します。

その理由は、次のとおりです。

本市では、漁港区域内の占用料については、茅ヶ崎漁港管理条例第12条第4項により「特別の事由があると認めるとき」にその減免をすることができると定めており、「特別の事由があると認めるとき」に該当する場合とその減免額については、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第17条第1項各号に定めています。そして、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第17条第1項第3号の「市長が特に必要があると認めるとき」については、茅ヶ崎市行政手続条例第4条第1項の規定により審査基準を設定しており、その中で「国又は地方公共団体が後援し、かつ、営利目的でない事業のために占用するときは、占用料の額の全額を免除する。」という基準を設けています。

本件請求において、請求人は、花火大会の開催に係る漁港占用料の全額免除について、減免決定通知書に記載された決定理由が「茅ヶ崎市後援事業のため」のみであり、「営利目的でないこと」を確認せず、整地占用料3,235,985円及び開催占用料46,331,766円を全額免除したことは、地方自治法242条第1項の規定

にある怠る事実があると認められ、市に占用料相当額の損害を与えたことから、市長に対し49,567,751円の損害の補填を請求しています。

なお、請求人から提出された資料及び意見陳述からは、事業が営利目的である事を証する明確な根拠は確認できませんでした。

また、関係職員の事情聴取を行ったところ、「後援名義の使用決定にあたって、後援名義使用承認申請書が提出された際に、企画概要書と収支計画書を確認するとともに、申請者にヒアリングを行ったうえで事業が営利目的であるか否かの判断を行っており、また事業実施後は、収支報告書等の関係書類及びヒアリングにより、事業内容の確認を行っている。占用料の免除に際しては、営利目的ではない事業であることについて、後援名義使用決定書に基づき確認をするとともに、ヒアリングにより非営利であることを確認している。」旨の回答がありました。

このことについて、令和元年8月28日付け後援名義の使用決定、令和2年2月28日付け後援名義の報告、令和元年9月19日付け整地占用料の免除決定、令和元年10月11日付け開催占用料の免除決定について、その事務手続きを確認し、関係職員から提出された資料及び事情聴取からは、事業が営利目的であるという事実は確認できませんでした。

以上のことから、漁港占用料の全額免除については、減免決定通知書の決定理由に「営利目的でないこと」が記載されていなかったものの、茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱に基づき、後援名義の使用決定にあたって営利目的か否かの判断を行うとともに、同事業の占用料の免除決定においても同様の確認が行われており、占用料を免除したことにより、本市に損害を与えたとは認められず、本件請求には理由がないものと判断し、上記のとおり決定しました。

なお、本件では、減免決定通知書の決定理由欄の記載が正確ではなかったことなどにより、市民に疑念を抱かせることになりました。今後は、市民に誤解を招くことのないよう、適切に事務処理を行うことを要望します。